

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山元町

山元町鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担当部署名	山元町産業観光課 農林水産班
所在地	宮城県亙理郡山元町浅生原字作田山32番地
電話番号	0223-37-1119
FAX番号	0223-37-4144
メールアドレス	sangyou.n@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ・カルガモ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ・ニホンザル・ネズミ類・アライグマ・タヌキ・ハクビシン・ツキノワグマ
計 画 期 間	令和8年度～令和10年度
対 象 地 域	宮城県亶理郡山元町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害額
イノシシ	水稲・豆類・野菜等	243a	1,404千円
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	果樹類	50a	154千円
ニホンザル	—	—	—
ネズミ類	—	—	—
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

<p>本町では、主に国道6号以西の山間地域での獣害が大半を占めていたが、近年、東日本大震災による津波の被害を受けた地域においても、獣害被害があり、町内全域で被害が発生している。</p>	
イノシシ	<p>本町の中心を南北に縦断する国道6号を境に、西部山間部においてイノシシによる農作物への被害が拡大している。近年では国道6号以東の海岸付近まで被害が広がり、農家の生産意欲の低下につながっている。特に水稻の押し倒しや大豆、カボチャ等の野菜類への食害が発生している。</p> <p>農作物被害に対して対策する農家としない農家がいるため、獣害被害が減らないことが考えられることから、防護柵等の実施を推進する。</p>
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	<p>被災地域の圃場整備地内でカラスによる作物の播種段階の掘り起こし等の被害が発生している。また、国道6号以西の地域では果樹園地においてムクドリの被害が、水域ではカワウの被害が懸念される。</p>
ニホンザル	<p>丘通りで目撃情報があり、リンゴの食害が発生している。</p>
ネズミ類	<p>近年は目立った被害は発生していない。</p>
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	<p>果樹作物類、野菜類をはじめ、町内全域の広範囲において被害が見受けられ、年間を通じて苦情が寄せられている。</p>
ツキノワグマ	<p>近年、町内においてツキノワグマの目撃情報が数件報告されており、令和7年度には1頭捕獲されている。今のところ農作物被害や人的被害は確認されていない。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
イノシシ	243a	1,404千円	218a	1,263千円
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	50a	154千円	45a	138千円
ニホンザル	—	—	—	—
ネズミ類	—	—	—	—
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【イノシシ】</p> <p>山元町鳥獣被害対策実施隊による罠捕獲を実施している。</p> <p>狩猟期間において、イノシシを捕獲した狩猟者に対し、1頭あたり1万円の奨励金を交付している。</p>	<p>イノシシについては、令和4年度に豚熱の影響で捕獲数が減少したと推測されるが、以降捕獲数が増加傾向にあり、毎年農作物被害が発生している。</p>
	<p>【カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ】</p> <p>毎年春秋の2回予察捕獲を実施している。必要に応じて、追加の捕獲を行う。</p>	<p>ムクドリによるりんご等の食害が発生しているが、予察捕獲での捕獲数が少ないため、生息場所等を実施隊内で共有し、捕獲を推進する。</p>
	<p>【ニホンザル】</p> <p>町から丘通りの行政区長や、被害農家自身に爆竹や花火を提供し、自己防除を呼びかけている。</p> <p>現地にニホンザルがいる場合は、花火による追い払いを実施している。</p>	<p>ニホンザルについては、国道6号以西の東街道沿いを中心に栽培されているリンゴや野菜について、被害が発生している。令和7年度において、目撃件数が増加しており、農作物被害対策を行う必要がある。</p>
	<p>【ネズミ類】</p> <p>山元町宮城米生産改善協議会において、仙台農業協同組合を通じて農業者に野鼠駆除剤を配布している。</p>	<p>ネズミについては、野鼠駆除剤の高騰により、単位ほ場あたりの野鼠駆除剤の配布量が少なくなっている、また、専門的な知識を保有している者がいないため、被害の把握も困難である。</p>
	<p>【アライグマ・タヌキ・ハクビシン】</p> <p>アライグマについては、平成30年度より、特定外来生物防除計画に基づく捕獲を実施している。</p> <p>タヌキ・ハクビシンについては、平成28年度から、有害鳥獣捕獲により捕獲活動を実施している。</p>	<p>ハクビシンによるいちごやぶどうの食害が発生している。ビニールを破ってハウス内に侵入するため、被害が発生した場合は、早期捕獲を目指す。</p>
	<p>【ツキノワグマ】</p> <p>これまで、農作物被害に対する防除は実施していない。</p>	<p>農作物被害が発生した場合、関係機関と対応していく。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【個々の農家における対策】</p> <p>有害鳥獣による農作物被害防止のため、農家個々において、電気柵や金網、トタン等による防御対策を講じている。</p> <p>【有害鳥獣対策補助制度の創設】</p> <p>有害鳥獣による農作物への被害軽減を図るため、農家自らが設置した電気柵や金網等の被害防止対策に要する費用の1/2を補助している。</p>	<p>【地域一体の取組み】</p> <p>個々の農家による被害防止の対策により、一定の成果は認められるものの、より一層の効果上げるため、地域が一体となり電気柵の設置等の協力体制の整備が必要である。</p> <p>【農地の維持管理】</p> <p>電気柵等の防護柵の効果をも高めるため、防護柵周囲の草刈りや農地の適正な管理に努める必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

対象鳥獣	取組方針
イノシシ	<p>【積極的な捕獲の実施】 平成28年度に山元町鳥獣被害対策実施隊を設置して以降、隊員の協力を得て捕獲活動を実施している。令和8年度以降も引き続き捕獲活動を実施する。 狩猟期間においては、町捕獲対策奨励事業を積極的に推進し、狩猟者の最大限の協力を得て、効率的・効果的な捕獲を実施する。</p> <p>【個々の農家における被害防止対策の実施】 農家に対し、有害鳥獣対策補助制度を広く周知し、同事業の活用を図ることで、農家個々の被害防止対策に寄与する。</p>
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	<p>年2回の予察捕獲に加えて、農作物被害が発生した場合、必要に応じて捕獲活動を実施する。</p>
ニホンザル	<p>令和8年度以降も引き続き爆竹・花火の提供及び追い払いを実施するとともに、状況に応じて麻酔銃等による捕獲を実施する。 果樹等の誘引物の早期処理を呼びかける。</p>
ネズミ類	<p>誘引となる作物の早期処理等個々の防除を呼びかける。</p>
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	<p>アライグマについては、平成30年度以降、特定外来生物法に基づくアライグマの防除実施計画を策定し、農林水産省及び環境省の認定（確認）を受け、現在捕獲を実施しており、令和8年度以降についても引き続き捕獲活動を実施する。 タヌキ・ハクビシンについては、平成28年度以降、実施隊による捕獲活動を実施しており、令和8年度以降も引き続き捕獲活動を実施する。</p>
ツキノワグマ	<p>令和7年度に本町で初めてツキノワグマが捕獲されており、町内や近隣市町村でも目撃情報が相次いでいることから、関係機関との連携を強めて被害防止対策を推進する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成28年度に山元町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員が対象鳥獣の捕獲を行っている。
 しかし、隊員の高齢化が進んでいることから、宮城県猟友会亘理支部と連携・協力しながら、担い手の確保にも努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和 8年度	イノシシ	実施隊員による捕獲については、日々被害調査を行いながら罠の追加等も検討する。また、捕獲率向上のため、従来の罠（箱・くくり）だけでなく、捕獲能力の高い罠や先進技術を導入した罠等を用いて、捕獲率向上を図る。 また、宮城県が定める狩猟期間においては、町捕獲対策奨励事業を実施し、狩猟期における捕獲を推奨する。
～	カルガモ・カラス・ キジバト・ドバト・ ムクドリ・カワウ	年2回の予察捕獲に加えて、農作物被害が発生した場合、必要に応じて捕獲活動を実施する。
令和 10年度	ニホンザル	状況に応じて、捕獲を実施する。
	ネズミ類	効率的な対応策を計画する。
	アライグマ・タヌ キ・ハクビシン	住民からの情報提供に基づき、生息区域を把握し、初期段階における捕獲を徹底する。
	ツキノワグマ	農作物被害があった場合は、関係機関と連携し有害鳥獣捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

過去の捕獲実績	捕獲計画数等の設定の考え方		
イノシシ、ニホンザルについては、宮城県特定鳥獣管理計画に基づく山元町特定鳥獣管理事業実施計画との整合を保ち、被害の軽減目標を達成するために必要な捕獲目標により設定する。 なお、捕獲頭数については、狩猟による捕獲は含めないものとする。			
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	7頭	30頭	25頭
カルガモ	16羽	32羽	15羽
カラス	64羽	35羽	24羽
キジバト	9羽	12羽	10羽
ドバト	0羽	0羽	5羽
ムクドリ	0羽	0羽	0羽
カワウ	0羽	0羽	8羽
ニホンザル	0頭	0頭	0頭
ネズミ類	未実施	未実施	未実施
アライグマ	16頭	28頭	29頭
タヌキ	61頭	130頭	112頭
ハクビシン	69頭	33頭	64頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	180頭	180頭	180頭
カルガモ	100羽	100羽	100羽
カラス	200羽	200羽	200羽
キジバト	100羽	100羽	100羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
ムクドリ	25羽	25羽	25羽
カワウ	25羽	25羽	25羽
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ネズミ類	500匹	500匹	500匹
アライグマ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	農作物被害があった場合に、有害鳥獣捕獲を行うため、捕獲頭数の目標は設定しないものとする。		

捕獲等の取組内容
山元町鳥獣被害対策実施隊、地元農家、宮城県猟友会亘理支部との連携を強化し、情報の共有化を図り、捕獲場所・捕獲時期・捕獲方法を協議しながら捕獲活動に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル所持者無しのため必要なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山元町	アライグマ、ムクドリ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
獣類	侵入防止柵は個別の防除で対応しているため、整備予定なし		

(2) その他被害防止に関する取組

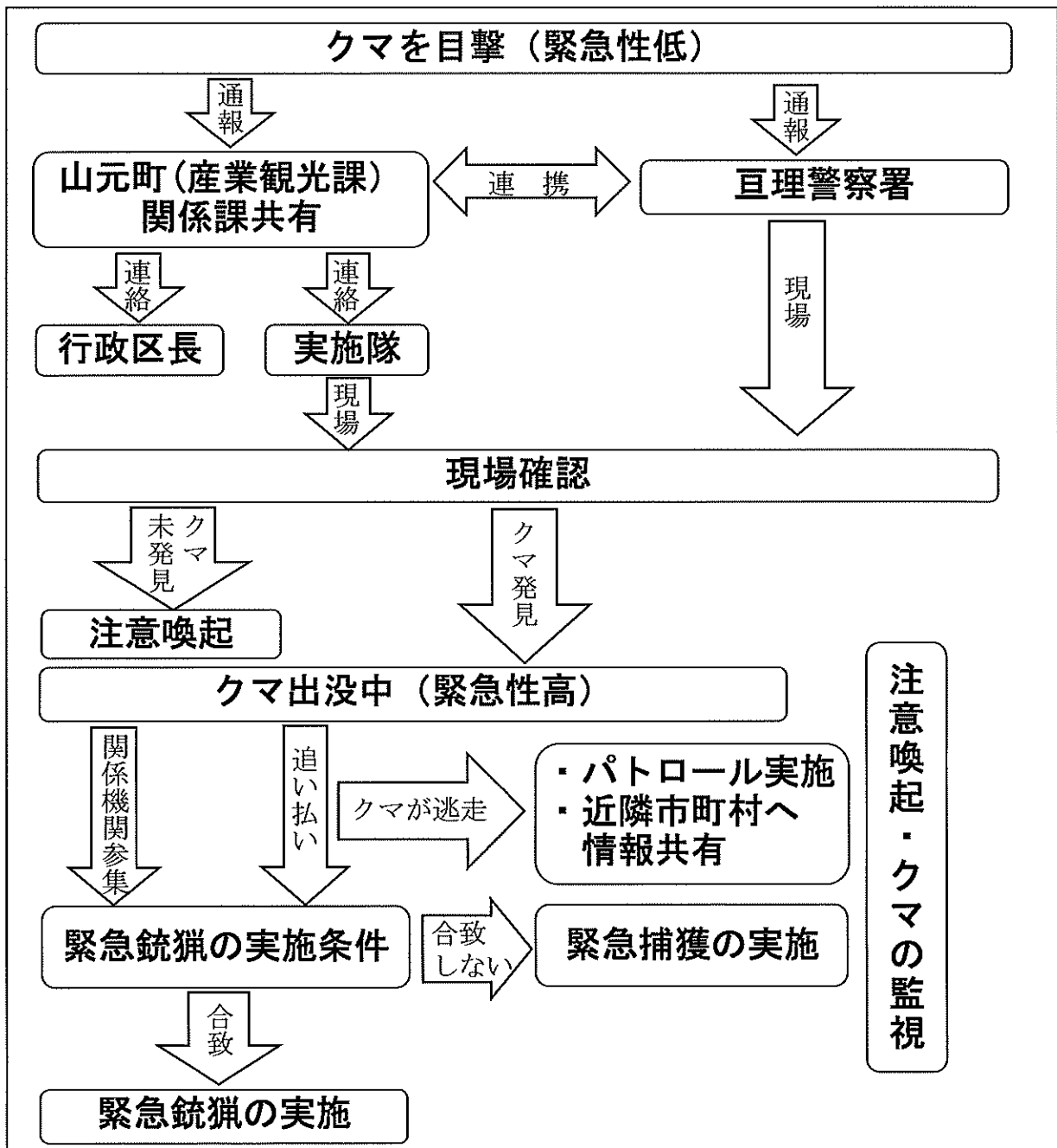
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	・農家においては、電気柵等による食害防止と、放任果樹の撤去や緩衝地帯の設置により、心理的な出没の抑制を図る生息域管理を実施し、それらの対策を踏まえて捕獲等による個体数調整を図る。
	カルガモ・カラス ・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	・カルガモの生息地となっている不作付水田（管理不適切水田）をできる限り解消する。 ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウについては、生息地（寝床）や行動範囲を把握し、効率的な捕獲に努める。
令和10年度	ニホンザル	・ニホンザルが出没した場合、必要に応じて爆竹・花火を提供する。 ・住民においては、果樹等の誘引物の早期処理等の対策をとる。
	ネズミ類	誘引となる作物の処理等個々の防除を呼びかける。
	アライグマ・タヌキ ・ハクビシン	・アライグマ等に関する情報を住民に周知するとともに、個体数が増加する前に捕獲等の対策を講じるなど、初期段階で対応する。
	ツキノワグマ	・ツキノワグマに関する情報を住民に周知するとともに、広報等で放任果樹の撤去や草刈りを呼びかける。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関	役割分担
産業観光課	全体総括（情報収集、現場確認、関係機関との連絡調整等）
鳥獣被害対策実施隊	現場確認、個体痕跡確認の助言
亘理警察署	現場確認、パトロール、周辺住民への注意喚起
仙台地方振興事務所 林業振興部	有害鳥獣捕獲及び緊急捕獲の許可 緊急捕獲の際の住居集合地域における麻酔銃猟の許可
総務課	防災行政無線等による注意喚起
子育て定住推進課	保育所、幼稚園等への注意喚起
教育総務課	小・中学校への注意喚起
生涯学習課	深山山麓少年の森等への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



(3) 関係機関電話番号

山元町産業観光課	0223-37-1119
亘理警察署	0223-34-2111
仙台地方振興事務所林業振興部	022-275-9253

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称：山元町農作物有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割
山元町	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施する。
山元町鳥獣被害対策実施隊	山元町の非常勤職員として、鳥獣類の被害調査及び町からの捕獲許可に基づき捕獲等を実施する。
仙台農業協同組合	組合員に対し、部会等を通じ各種情報の提供及び指導、農作物の被害状況等を収集する。
宮城県農業共済組合県南支所	組合員に対し、部会等を通じ各種情報の提供及び指導、農作物の被害状況等を収集する。
宮城県猟友会亘理支部	有害鳥獣の捕獲及び鳥獣類の生息状況等について、助言・指導を実施する。
自然保護員	狩猟者に対し、野生鳥獣保護の助言と指導等を実施する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
東北農政局農村振興部農村環境課	農村振興の観点から、被害防止について、制度面での情報提供・指導等を実施する。
宮城県仙台地方振興事務所	農業振興の観点から、有害鳥獣駆除について、複合的な視点での情報提供・指導等を実施する。
宮城県亘理農業改良普及センター	農業振興の観点から、有害鳥獣駆除について、主として技術的な指導を実施する。
亘理警察署	銃刀法等に基づく安全管理指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

山元町鳥獣被害対策実施隊 14名（令和8年4月1日時点予定人数） 【隊構成】 隊長：1名 副隊長：1名 隊員：12名
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物については、焼却施設での焼却処分とし、捕獲現場に放置しない旨を義務づける。 なお、焼却処分ができない場合は、適切に埋却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、鳥獣被害の情報収集を行うとともに、被害防止対策について協議を行っていく。
--